

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

地域型住宅ブランド化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称: 優良工務店の会 7つの理念実践住宅

グループの名称: 和の心・真の日本のすまいづくり協議会

(グループ代表者)

代表者名: 高松 信陽 印

代表者所属先: 真の日本の住まいを目指す会、高松銘木店

代表者住所: 大阪府大阪市中央区本町4丁目8番1号大栄産業
本町ビル702号、大阪府堺市北区百舌鳥陵南町2丁

電話番号: 06-7878-3135 / 072-277-8858

(グループ事務局)

事務局事業者名: 真の日本の住まいを目指す会

事務局担当者名: 中嶋 達郎 印

事務局住所: 大阪府大阪市中央区本町4丁目8番1号大栄産業
本町ビル702号 / (優良工務店の会 大阪事務局 大
阪市中央区瓦町4-5-9井門瓦町ビル3F)

事務局電話番号: 06-7878-3135 / (優良工務店の会 大阪06-6208-6001)

事務局FAX: 06-6281-0085 / (優良工務店の会 大阪06-6208-6002)

事務局担当者E-mail: h24qbc@live.jp

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 優良工務店の会 7つの理念実践住宅	(地域型住宅供給対象地域) 九州、四国、本州					
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 和の心・真の日本のすまいづくり協議会	(結成年月) 平成24年4月					
3. 地域材の名称・産地・認証制度等(必須)	(名称) 「三重の木」ほか別紙参照	(産地) 三重県ほか、別紙参照					
4. グループ代表者名(必須)	高松 信陽	5. グループ代表者の所属先(必須) (一般社)真の日本の住まいを目指す会/高松銘木店					
6. グループ事務局事業者名(必須) (一般社)真の日本の住まいを目指す会	7. グループ事務局事業者所在地(必須) 大阪府大阪市中央区本町4丁目8番1号大栄産業本町ビル702号						
8. グループ事務局事業者TEL(必須) 06-7878-3135	9. グループ事務局事業者FAX(必須) 06-6281-0085						
10. グループ事務局担当者名(必須) 中島 達郎	11. グループ事務局担当者E-mail(必須) h24abc@live.jp						
12. グループ構成員(必須)							
	事業者名	代表者名	所在地	平成23年(1月~12月)実績			
I. 原木供給				構成員数: 12	地域材(丸太)供給量(m ³)		
I-1	松阪木材(株)	0	三重県松阪市木の郷町21番地	33,000 m ³			
I-2	三重くまの森林組合	0	三重県熊野市久生屋町1368-2	27,965 m ³			
II. 製材・集成材製造・合板製造				構成員数: 8	生産量	うち該当地域材	
II-1	橿原町森林組合	0	高知県高岡郡橿原町広野647	3,221 m ³	3,221 m ³		
II-2	桑原木材株式会社	0	愛知県犬山市大字羽黒字八幡西1番地	3,200 m ³	3,200 m ³		
II-3	益子林業(有)	0	栃木県那須郡那須町大字伊王野723	2,500 m ³	2,500 m ³		
II-4	(株)鳳至木材	0	石川県輪島市山岸町い部10番地	2,500 m ³	2,500 m ³		
III. 建材(木材)流通				構成員数: 9	木材供給量	うち該当地域材	
III-1	松阪木材(株)	0	三重県松阪市木の郷町21番地	16,500 m ³	8,000 m ³		
III-2	(株)イシモク	0	石川県金沢市湊2丁目111番地	8,000 m ³	4,000 m ³		
IV. プレカット				構成員数: 7	プレカット戸数	うち長期優良住宅	
IV-1	高知県木材商業共同組合	0	高知県高知市仁井田4509番地	500 戸	50 戸		
IV-2	(株)長崎木材市場(戸数は飯盛プレカット工場)	0	長崎県諫早市貝津町988-1	500 戸	30 戸		
V. 設計				構成員数: 12	木造住宅設計戸数	うち長期優良住宅	
V-1	(株)木構造	0	京都府京都市伏見区羽束師志水町133-3-2F	250 戸	71 戸		
V-2	(株)イノベーションジャパン	0	石川県金沢市新保本4-66-6	35 戸	31 戸		
V-3	(株)コアー建築工房	0	大阪府堺市中区東山593	21 戸	20 戸		
VI. 施工 (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の 中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする)				構成員数: 75	元請の新築住宅供給戸数	うち木造の長期優良住宅	
VI-1	橋本不動産(株)	0	守山市梅田町15番9号	140 戸	140 戸	52 戸	40 戸
VI-2	アイ・ホーム(株)	0	宮崎市佐土原町下那珂3569-7	101 戸	100 戸	32 戸	20 戸
VI-3	(株)ひまわりほーむ	0	石川県金沢市新保本4-66-6	73 戸	71 戸	95 戸	90 戸
VI-4	相羽建設(株)	0	東村山市本町2-22-11	46 戸	47 戸	21 戸	12 戸
VI-5	(株)石田工務店	0	八王子市片倉町102-2	32 戸	25 戸	3 戸	3 戸
VI-6	(有)梶原住研	0	大分市西新地1-11-15	31 戸	30 戸	11 戸	9 戸
VI-7	(株)コアー建築工房	0	堺市中区東山593	30 戸	32 戸	20 戸	20 戸
VI-8	片建設(株)	0	上越市岡原408	19 戸	18 戸	5 戸	5 戸
VI-9	(株)川上建築	0	東諸県郡国富町森永1659-1	18 戸	17 戸	0 戸	1 戸
VI-10	栄建築(株)	0	赤穂市城西町15-5	18 戸	16 戸	1 戸	1 戸
VI-11	(株)沢野建設工房	0	かほく市七窪5-1	17 戸	20 戸	4 戸	2 戸
VI-12	(株)榊住建	0	さいたま市浦和区上木崎6-13-1	14 戸	14 戸	19 戸	6 戸
0				構成員数: 1	0	0	
VII-1	(一般社)真の日本の住まいを目指す会	中島 達郎	大阪市中央区本町4-8-1大栄産業本町ビル702号	0	0	0	
0				構成員数: 0	0	0	
VIII-1	0	0	0	0	0	0	

注1) <様式2-1-2>は<様式2-1-1>とリンクが組まれています。グループ構成員は<2-1-2>に記入してください。

注2) 業種(I、II...)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上)による体制としてください。

注3) VI. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3か年における1年当たりの平均を記載して下さい。

注4) 業種(I、II...)毎に、平成23年(1月~12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。

注5) I~VI以外の業種の構成員がある場合は、VII以降に記載してください。

注6) 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない(グループ構成員として記載できない)が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を様式2-2において説明してください。

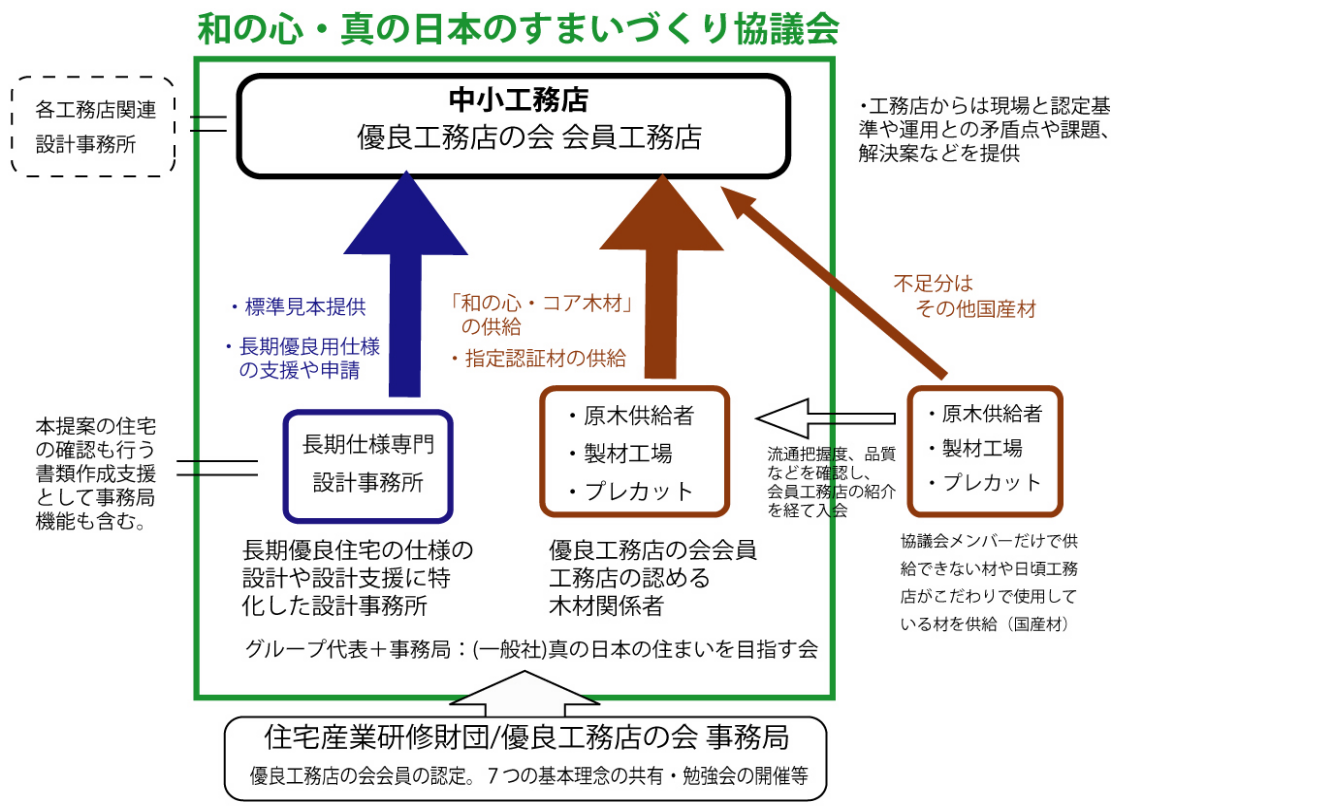
注7) ※「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。

参照: 内閣府HP(<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html>)

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 優良工務店の会 7つの理念実践住宅	(地域型住宅供給対象地域) 九州、四国、本州
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 和の心・真の日本のすまいづくり協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 「三重の木」ほか別紙参照	(産地) 三重県ほか、別紙参照
(認証制度等) 「三重の木」ほか別紙参照		
4. 構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等のフロー図等 (必須)		

構成員の連携体制

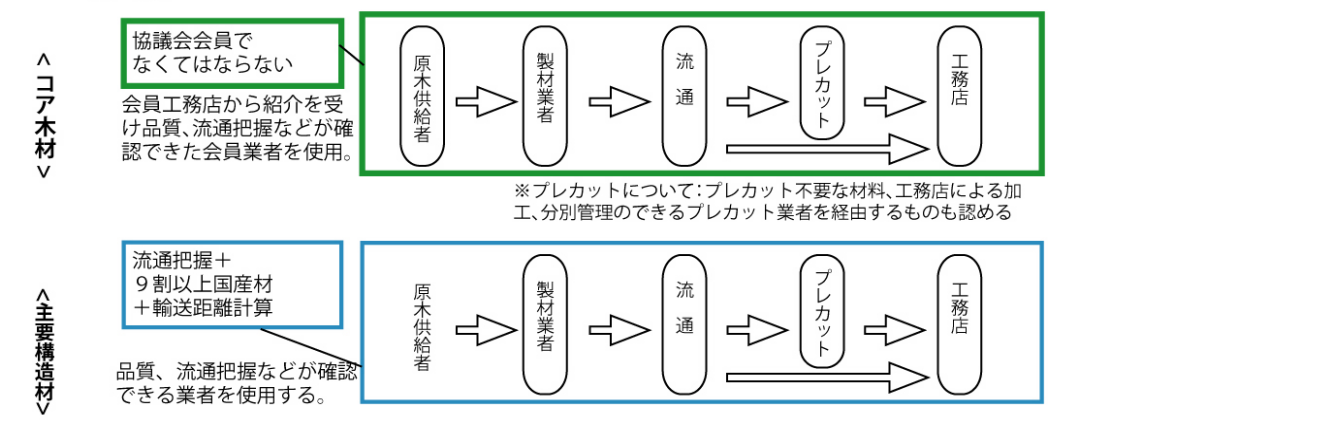
- ・自給率の向上、長期優良住宅への取組みを支援する連携体制
- ・自然素材での長期優良住宅認定取得などに関する勉強会を開催



地域材供給の流れ

- ・コア木材には、協議会会員で作られた約5つのルートで認証木材を供給
- ・構造材には100万円を限度にした補助申請の場合でも、9割以上に国産材を使用する。

「和の心・コア木材」 = 大黒柱、面格子、梁丸太など、必ず協議会のメンバーから供給を受ける(詳細別紙)



注1) 構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等について、フロー図等を用いてわかりやすく説明してください。
注2) 原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 優良工務店の会 7つの理念実践住宅	(地域型住宅供給対象地域) 九州、四国、本州
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 和の心・真の日本のすまいづくり協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 「三重の木」ほか別紙参照	(産地) 三重県ほか、別紙参照
(認証制度等) 「三重の木」ほか別紙参照		
4. 地域型住宅に使用する地域材の選定に当たっての考え方 (必須)		

地域材の選定にあたっては、優良工務店の会の会員が使用した事のある地域材を調査した。その中から、
 ①工務店会員が原木供給者まで把握できたもの/ ②色合いや木目に評価が高いもの/ ③合法材認証に加えて、森林組合から分別して管理されているものを選び、下記の材を指定した。
 各地域の森林組合は山の持ち主に代わり森林の木を伐採しているため、森林組合の管轄内の木である事が分かる。
 その木が市場や製材、流通を通じて分別されている木であることが伝票等にて確認できれば川下の工務店から遡って確認することができる。
 ■ゆすはらの木(高知県産材)
 SFC、COC認証により、原木、製材、流通、プレカットまで分別管理できている
 ■三重の木(三重県産材)
 「三重の木」認証制度を活用。三重の森林組合を通じたもののみが分別管理されている
 ■越後杉(新潟県産材)
 新潟県木材組合連合会による越後杉ブランド認証制度を活用。狂いが少ないなど品質・性能が明確。
 ■岐阜県産材
 岐阜証明材推進制度を活用。森林組合まで把握でき、製材、流通においてCOCにより分別管理できている。
 ■石川県産材
 能登ヒバなどの石川県産材の制度を活用。FSCやCOCも一部活用しながら、分別管理できている
 ■長崎県産材
 長崎県産木材証明制度を活用。森林組合まで把握でき、会員間でもすでに流通、活用している
 ■栃木県産材
 栃木県木材業協同組合連合会による栃木県産出材証明を活用。
 協議会内で供給されるべき部分(=100万円限度補助では「和の心・コア木材」部分、120万円限度補助ではそれに加えて主要構造材の過半)ではない部分においても、「和の心・コア木材」部分には合計5箇所、主要構造材の9割を国産材とし、流通把握を行う。
 それにより、上記のルート以外にも森林組合まで特定できるなどにより流通把握度が高く産地が明確なルートの木材関係業者には、当協議会に入会を促し、トレーサビリティの高い材料のルート(選択肢)を広げる。

5. 地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる根拠(該当する場合のみ記載)

<一部の住宅において、協議会メンバー以外でプレカットもしくは手刻みを行う場合がある。>
 ⇒
 本会工務店の特徴:
 手刻みを行う工務店も比較的多いグループなので、プレカット業者を含まず供給される場合がある。
 また、プレカットを使用するときも、1軒分の材を指定・持ち込みによりプレカットを行う場合が多く、分別されている。
 さらに、手刻みとの整合性など、こだわりの高い工務店が多く会員に所属しているため、各会員が指定のプレカット工場で加工できることが理想的である。
 本住宅での条件:
 上記のこれまでの特徴をふまえ、本住宅では、全ての住宅において、材を指定もしくは持ち込みにより行うことを条件づけ、分別管理する能力があると認証等を受けているプレカット業者を使用し、グループ構成員でない場合も住所・連絡先と認証書の提出を受ける。
 いわゆる手加工など、工務店による加工の場合とする。
 (くれぐれもプレカットの際に指定の材料と他が混在しないことが条件)
 これにより、上記の条件を満たせば、指定の材料が工務店まで供給されることが担保されるため、グループ構成員のプレカット工場を経由しなくても、構わないとみなせる。(できるだけ、グループ構成員以外のプレカット業者も、協議会に入っていたくようにする)
 製材後の流通業者に関しても、同様の視点で、検討をする。
 <古材を活用する場合がある。>
 ⇒
 本会工務店の特徴として、民家の解体時などに出た古材の活用事例が比較的多い。
 その際は、合法木材NAVIIにある基準などを参考に、供給のルートを構成員で限定しない。

注1) 各項目について分かりやすく記載して下さい。
 注2) 記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 優良工務店の会 7つの理念実践住宅	(対象地域) 九州、四国、本州
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 和の心・真の日本のすまいづくり協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等(必須)	(名称) 「三重の木」ほか別紙参照	(産地) 三重県ほか、別紙参照
4. 地域型住宅の特徴・具体像		
(1) 地域の気候・風土、歴史、文化、街並み景観等の特徴(必須)	<p>日本は、特に江戸時代まで、一つの和の様式、素材により統一感のあるまちなみ等を維持して来た。四季のある自然の美を大切に、縁側などの中間領域、茶道などのわびさび等、島国のなかで特有の住文化を形成して来た。</p> <p>主に、上方(京都)や江戸を主にした技術や意匠が回船問屋などを通じて全国に伝わったことや、土と木が建築素材であった事などにより、まちなみには全国でゆるやかな統一感があった。さらに、各地域では気候風土や産業、有力者等の影響を受けて、職人の工夫が活かされ、独自の特徴があった。</p> <p>20世紀、世界的にインターナショナルイズムの考え方が主流となり、特に日本戦後は住宅の供給が急がれたこともあまって、量産化のための企画化や工業化が行われた。一定の成果があった一方で、「標準化」に対して「地域性」、「工業化」に対して「自然素材の活用」などが見直されて来ている。</p>	
(2) 地域材の特徴、地域材供給の現状(必須)	<p>日本の建築は、伝統的に木造が主であり、林業を含めた森林・木造文化として一体に住文化を形成して来た。</p> <p>材料の木目や色合いまでこだわり、良い材の為に産地から取り寄せ、適材適所に使用されている。特に元請けの地域の中小工務店にはその傾向は顕著である。</p> <p>優良工務店の会の会員の材木店、あるいは会員が仕入れている材木は良好な者が多く、地域の名前のついたブランド材や、認証制度が整っているものがある。</p>	
(3) 上記を踏まえた地域型住宅の特徴、具体像等(必須)	<p>優良工務店の会会員による、7つの基本理念の実践を目指し、共有した価値観の元、「長期に持つにふさわしい住まいづくり」と「川下からの木造文化と森林環境向上促進」をテーマとした家。</p> <p>(1)を踏まえて、「和の心」をベースとして設定し、各地の気候風土を活かしやすいように「データマップ日本の気候」の活用、工務店の独自性維持の中の長期優良認定のための誘導規程を設定した家。</p> <p>(2)を踏まえて、独自性や選択肢を広げる中での流通把握の促進、輸送時CO2の抑制を図った家。</p>	
5. 地域型住宅の生産に関する共通ルール		
(1) 地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール(必須)	<p>① 壁直下率(非耐力壁を含む)柱直下率を計算し、柱の直下率を50%以上とする(不陸事故、たわみによる揺れや騒音を防ぎ、もしもの被災時の圧死の危険性を低減する)。この条件を満たさないものは、許容応力度計算を行い安全性を詳細に確認する。</p> <p>② 可変性の視点から、2階の間取りが変更された際に1階上部の梁せいが不足することを防ぐため、2階の壁や柱が載っていない部分であっても、梁のせいは2.7m以上のスパンは240mm、3.6m以上のスパンは300mm以上とする。</p>	<p>個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段</p> <p>直下率計算書、必要に応じて許容応力度計算書を添付</p> <p>設計図書(2階床伏図)を添付</p>
(2) 地域型住宅に用いる地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール(必須)	<p>大黒柱・丸太材・面格子など「和の心・コア木材」において3箇所以上に協議会内で供給された無垢木材を必ず使用する。</p> <p>① 100万円を限度に申請する場合：協議会内で供給されないものであっても、運搬経路・手段の把握を行い(把握度90%以上)、材種にして9割以上に必ず国産材を使用する。</p> <p>② 120万円を限度に申請する場合：①の条件に加えて、少なくとも主要構造材の過半は協議会内で供給したものを使用する。</p>	<p>・設計図書、・コア木材使用確認書(当協議会作成のひな形に基づき各戸作成) +</p> <p>・地域材や合法木材の認証書、流通時の納入伝票、流通経路表、材積表(木拾い表)を添付</p> <p>同上 +</p> <p>ウッドマイルズ関連指標算出技術者の確認によるウッドマイルズレポート(もしくは同様に1㎡あたりの輸送距離の計算が行われた計算書および流通の把握度計算書)を添付</p>
主要構造材(柱・梁・桁・土台)における地域材使用のルール(必須)	「和の心・コア木材」の箇所において別紙に定める一定以上の国産材無垢材を必ず使用し、流通把握作業を行う。	・設計図書、・コア木材使用確認書(当協議会作成のひな形に基づき各戸作成)、・木拾い表、地域材や合法木材の認証書、流通時の納入伝票を添付
主要構造材以外の部材における地域材使用のルール(必須)		
(3) 地域型住宅の積算に関する共通ルール(任意)	<p>① 長期優良住宅に取り組んだことのある工務店は、1戸目に取り組む前に、それまでの自社の仕様と比較して主とどの部分に仕様変更があったかと、仕様変更による建築費用の違いを報告し、会員の共有を図る。(長期優良住宅へまだ取り組めていない工務店への情報提供、普及効果のため、簡易なものでもよい。仕様に変更がなかった場合は、認定に使用した図面例を提供する(ただし他府県工務店のみへの公開など、営業エリアなどの配慮はして構わない)</p> <p>② はじめて長期優良住宅へ取り組む工務店は、1戸目に取り組む際その前に、長期優良住宅の認定基準の図(会と共有)と自社仕様を照らし合わせ、どの部分が主な仕様変更部分になるか、追加費用の概算を行う。</p>	<p>・長期優良住宅への仕様変更箇所等報告書(当協議会作成のひな形に基づき各戸作成)を添付</p> <p>・長期優良住宅への仕様変更箇所等報告書(当協議会作成のひな形に基づき各戸作成)を添付</p>
(4) 地域型住宅で用いる資材(地域材を除く)の調達に関する共通ルール(任意)	自然素材の断熱材や建材など、会員に属する業者や関連業者への共同購入や会員向け割引の実施の依頼を行う。	依頼書もしくは、一般的な納入価格が分かる価格表と値引き価格が分かる企画書もしくは契約書(業者作成)を添付
(5) 地域型住宅の施工に関する共通ルール(任意)	<p>別紙に定める「データマップ日本の気候」に沿った建築的手法を用いる。</p> <p>別紙に定めるように、住文化継承要素を必ず取り入れ、まちなみデザインコードを守る。これまでに建てられて残されている長期に優良な住宅・住文化との調和を図り、「長期に持つにふさわしい住まいづくり」を心がける。</p>	<p>「データマップ日本の気候」対応状況チェック表(当協議会作成のひな形に基づき各戸作成)を添付</p> <p>住文化継承まちなみ要素チェック表(当協議会作成のひな形に基づき各戸作成)を添付</p>
(6) 地域型住宅の維持管理に関する共通ルール(必須)	<p>引渡し後30年後までの維持管理計画書の策定と点検の実施</p> <p>これまでに10戸以上の長期優良住宅の実績がある工務店は、少なくとも1戸以上は建設性能評価を受ける(建設性能評価を取得することで、審査機関に最低20年は設計図書が保存される)</p>	<p>維持管理計画書を添付</p> <p>建設性能評価証を添付</p>
(7) 地域型住宅に関するその他の共通ルール(任意)	<p>特段の理由がないかぎり、1回以上の構造見学会もしくは完成見学会を行う。</p> <p>特段の理由がないかぎり、完成写真を撮り、自社もしくは優良工務店の会関連のホームページに施工事例として掲載する。</p>	<p>見学会報告書を添付(不可の場合は理由書を添付)</p> <p>完成写真、ホームページ印刷を添付(不可の場合は理由書を添付)</p>

注1) 箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。

注2) 5の(3),(4),(5),(7)については、各項目の共通ルールを設定した場合に記載してください(その他の欄は必ず記載)。

注3) 5の(2)において、「主要構造材における地域材使用のルール」及び「主要構造材以外の部材における地域材使用のルール」については可能な限り定量的なルールを記載して下さい。

注4) 「個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段」については、定性的な確認手段ではなく、添付資料等により、数値(定量的手法)や有無(O×)で判断が可能なものとします。すなわち、そのような内容で判断ができないものについては、「地域型住宅の生産に関する共通ルール」として設定することはできないこととします。

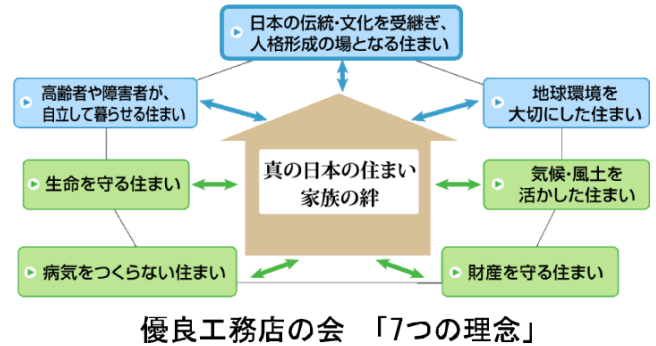
注5) 行が不足する場合は、適宜追加してください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 優良工務店の会 7つの理念実践住宅	(地域型住宅供給対象地域) 九州、四国、本州
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 和の心・真の日本のすまいづくり協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 「三重の木」ほか別紙参照	(産地) 三重県ほか、別紙参照
(認証制度等) 「三重の木」ほか別紙参照		
4. 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール等についての説明 (必須)		

優良工務店の会が目指す住まい作りと今回のテーマ

この協議会は7つの理念の実践を目指す、優良工務店の会の会員工務店およびその木材関係業者により構成されています。「家を通しての人づくり」「地域に根ざした住まいづくり」をモットーにした地域の工務店からなる優良工務店の会は、常に地域性の捉え方を模索しています。

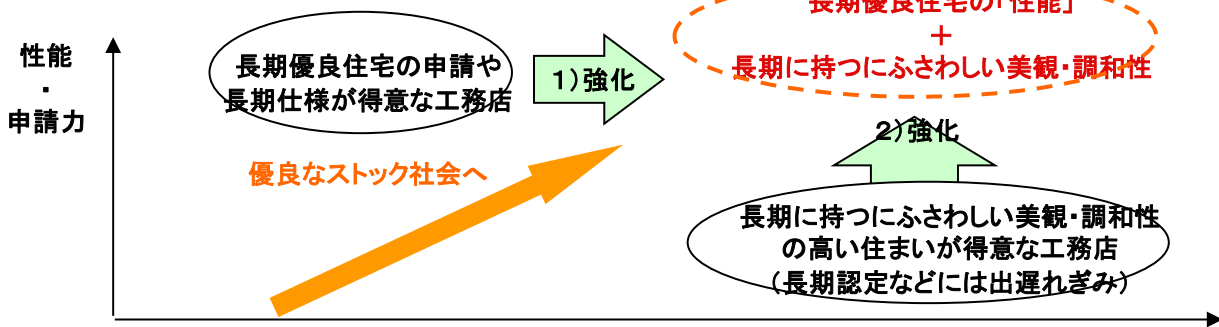
今回の地域型住宅では、7つの理念の実践を目指し、「長期に持つにふさわしい住まいづくり」と「川下からの木造文化と森林環境向上促進」をテーマに取り組んでいます。



1. 「長期に持つにふさわしい」住まいづくりを

長期優良住宅の認定基準にあるスペックだけでなく、「長期に持つにふさわしい住まいづくり」を目指そうと考えました。そのため、長期優良住宅に取り組む工務店が、地域工務店らしい住まいづくりをすることを応援します。また逆に地元で独自の信頼とブランドを持つ工務店が、長期優良住宅の制度には遅れていることもありがちですので、そういった工務店が取り組みやすくするように、2方向に強化します。

<2方向の強化のイメージ>



1) 中小・地域工務店らしさを共通ルール化

長期に持つことのふさわしさ

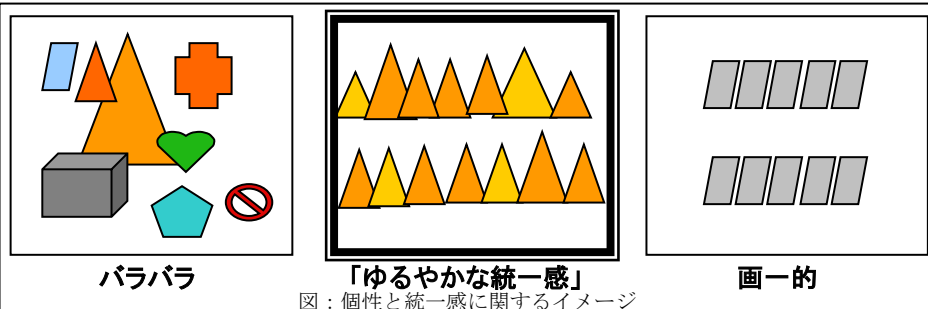
地域工務店が先導する(すべき)3つの柱として①伝統技術文化、②地域気候風土、③景観・まちなみ・美観への配慮を共通ルールに設定。
和の心・コア木材使用確認書・住文化継承まちなみ要素チェック表・データマップ日本の気候対応状況チェック表を活用します。

地域工務店が先導する(すべき)3つの柱



個性/統一感と魅力の考え方: 「和の心」でゆるやかな統一感を

目安のないものづくりは、バラバラなものとなり、美しさの一つである「統一感」が損なわれます。建築素材が自然から採取されたものに限定されていた時代に比べ、意図して調和を図らなければバラバラになることにつながるため、美観のためにもルールが必要です。また、規格化により統一されたものは一体感ができますが、画一的で魅力が逆に減ることもあります。この共通ルールでは、会全体としての「ゆるやかな統一感」を大切に、そして建築地のそれぞれのまちなみ、ゆるく(⇒2ページ目に続く)



注1) 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールについて、図表等を用いてわかりやすく説明してください。
注2) 原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 優良工務店の会 7つの理念実践住宅	(地域型住宅供給対象地域) 九州、四国、本州
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 和の心・真の日本のすまいづくり協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 「三重の木」ほか別紙参照	(産地) 三重県ほか、別紙参照
(認証制度等) 「三重の木」ほか別紙参照		

4. 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール等についての説明 (必須)

<続き>

2) 3つの柱が得意だが長期認定への取り組みが遅れた工務店への認定促進

すでに上記の「3つの柱」が得意な工務店が、長期優良住宅へ認定に関して取り組みが遅れていることはよく見受けられます。対応策として、①長期仕様対応への効率化、②ネックの抽出と解決方法・工法の共有化 ③長期優良以上の

▶①長期仕様対応への効率化

本提案住宅では、長期優良住宅仕様への対応の効率化を図ります。ただし、「効率化」と同義的に捉えられる「標準化」という考え方が、ある意味では「独自性」などの差異の切り捨てにつながり、ひいては「地域性」を失わせる側面があったといえる、前世紀の反省点を踏まえるべきだと考えました。

そのため、我々は「差異(独自性)の切り捨て」による設計や仕様の標準化・プレハブ化という効率化手段は、それはそれとして認めつつも、この提案では見送りました。かわりに、「地域性や独自性に注力しやすくするためのその他の部分の見本としての規準づくり」を進めます。

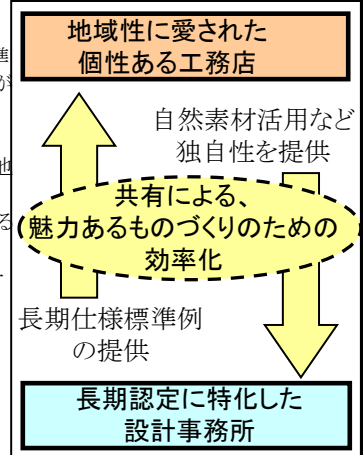
本会工務店は全国大手やグループの下請けとしてではなく、それぞれが元請けとして独自性を活かしつつ共有する価値観や理念の実践をおこなっており、それを加速支援するための効率化です。

具体的には、出来る限り設計仕様の例の共有を行い、長期基準への仕様変更を専門・得意とする設計事務所で一元的に業務をまとめ、提供します。

▶②ネックの抽出と解決方法の共有化

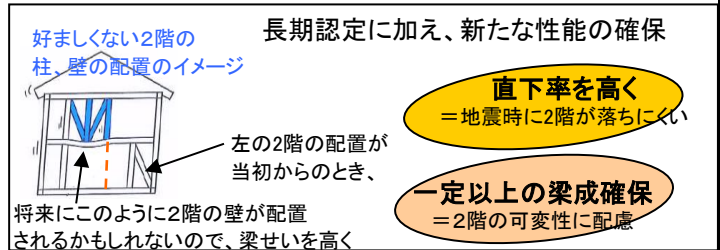
各地域で「長期に持つにふさわしい」住まいづくりのイメージに適合した住宅作りをしている工務店が、長期優良住宅の認定取得には取組みが遅れてしまっていることもある現状があります。

本提案では、何がネックとなっているかを分類し抽出し、共通した問題を共有・解決していきます。例えば、仕様変更による見積りの変化の情報共有、自然素材にこだわった場合の床倍率確保の方法の勉強会、



▶③長期優良住宅以上のスペック確保

スペックの向上については、長期優良住宅の認定規準にある項目を強化するのではなく、認定条件にはない想定外への対応とし可変性への対応と、地震時等の倒壊時のリスク軽減のために、一定以上の梁成の確保、直下率の確保を行います。



2. 木の文化、森林環境・地球環境 向上促進

材料の木目や色合いまでこだわり、良い材の為に産地から取り寄せ、適材適所に使用することは、日本の木造文化の特徴であります。良い材を安く仕入れるために開拓することも大工や中小工務店の腕の見せ所の一つであり、切り捨てられるべきでない抽象工務店の独自性の一つでもあります。

一方で、産地偽装問題・違法伐採問題・気候変動問題への対応のために流通把握度の向上と輸送CO2の低減が求められており、日本の木造文化や中小工務店の特徴をいかしたまま、時代の要請に答え、先導するため、次のことに取り組むことにしました。

1) 木を使う文化の促進

▶①「和のこころ・コア木材」の部分には、必ず無垢材を使用する。

日本の伝統的な住まい文化の特徴が表れやすい箇所を指定し、その部分に必ず無垢材、さらに少なくとも3つ以上を協議会を通じた会の指定した材料を使用します。

▶②大工から見た良質な木材のグレーディング対応状況を確認する。

JAS認定、ヤング係数などのグレーディングに対応するように、川下から川上へ訴求を行う。



2) 森林環境・地球環境 向上の促進

▶①流通把握度を高める

グループ以外から供給された主要構造部材も、流通把握度を計算し、主要構造材の全てを国産材 (最低でも90%以上) とします。流通把握の大切さを川下から訴求し、より流通把握できた川上関係者から、できるかぎり協議会への入会を促進します (そのことで、流通把握度が高い仕入れ先の選択肢を工務店が確保しやすくなり、流通把握国産材の割合向上に期待できます)

▶②輸送材積・距離を計算

材積×輸送距離(×流通把握度)を求め、その平均値を1㎡あたり1500km以内に抑えます。(もしくは、ウッドマイルズなど根拠有る計算により、木材1㎡の平均排出CO2が国内住宅平均値の半分以下)



注1) 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールについて、図表等を用いてわかりやすく説明してください。

注2) 原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 優良工務店の会 7つの理念実践住宅	(地域型住宅供給対象地域) 九州、四国、本州
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 和の心・真の日本のすまいづくり協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 「三重の木」ほか別紙参照	(産地) 三重県ほか、別紙参照
(認証制度等) 「三重の木」ほか別紙参照		
4. グループ形成のプロセス及び地域型住宅の生産に関する共通ルールの合意形成のプロセス (必須)		
<p>2012年 1月18日 第68回工務店経営研修 大阪((財)住宅産業研修財団主催)にて地域型住宅ブランド化事業を含む木造住宅関連事業の説明を木造住宅振興室長から受け、優良工務店の会会員での取組みを本格検討開始。</p> <p>2012年 2月15日 (財)住宅産業研修財団 大阪事務所にて、優良工務店の会の情報交換会「地域型住宅ブランド化事業について」を開催。各地の会員の取り組み方や提案内容などについて検討。(この時点では、各地域での関心の高い会員が各地域でグループをつくり、個別に提案を行うという方針であり、全国を意識した広域では考えていなかった。優良工務店の会大阪としては、「優良工務店の会」の名前を使用したグループが出て来た場合の各グループ間の内容・エリア・構成員調整・提案書サポートと、それ以外の名称や構成員での各グループに対しては、各グループの代表者が優良工務店の会会員である場合、それぞれのグループに対する情報発信や連絡調整、勉強会の開催を出来る限りの範囲で行う方針となった。概ね、近畿圏に関しては、「優良工務店の会」の名称でグループのチーム作りと提案書作りのサポートを事務局として行う方針を決定)。会員が仕入れを行う木材関係業者へのヒアリング開始。</p> <p>2012年 3月 7日 (財)住宅産業研修財団 東京本部にて、勉強会を開催。地域型住宅ブランド化事業を含む木造住宅・建築物振興施策平成24年度予算案等の概要について、説明を受ける。 ここでのQ&A資料等により、広域でも提案可能である事等が確認されたため、「優良工務店の会」の名称での優良工務店の会らしい、優良工務店の会の会員工務店が施工する(施工を会員限定)での提案に挑戦しようという声がかつて、広域での提案を本格検討。</p> <p>2012年 4月 4日 主要メンバーで東京にて今後の方針を検討。優良工務店の会 地域型住宅ブランド化事業協議会準備会発足。協議会は優良工務店の会会員工務店で構成し、協議会のほうには会員工務店の関連の木材関係業者も含める方針を確認。</p> <p>2012年 4月11日 (財)住宅産業研修財団 大阪事務所にて、優良工務店の会の情報交換会「地域型住宅ブランド化事業について」を開催。各所からの会員の声を基本に、提案書骨子を発表、検討、確認。 ①長期優良住宅の割合を高める(取組みの遅い会員への支援、原因解明に) ②国産材の割合と国産材であることの根拠を高める(トレーサビリティ) ③長期優良住宅先導事業で「真の日本の住まい」を目指した7つの理念実践住宅」を踏まえた、会の共通理念とデータマップ日本の気候に乗っ取った提案とする ④地元の元請け工務店の集団として、流通業者等の困り込みのグループとは異なる提案とする 等を提案の骨子として確認した。</p> <p>2012年 5月 優良工務店の会 地域型住宅ブランド化事業協議会準備会から協議会名を「和のこころ・真の日本のすまいづくり協議会」とし、地域型住宅ブランド化事業募集開始を踏まえ、優良工務店の会会員の中で協議会に登録する工務店と関連木材業者の募集を開始。優良工務店の会会員へ協議会概要、提案概要の案内。</p> <p>優良工務店の会の略歴 1977年 (財)住宅産業研修財団 設立 1978年 (財)住宅産業研修財団が1978年より、工務店経営者の皆さまを対象に、最新の技術や工務店経営の事例などを効率的に学ぶ『工務店経営研修』を実施。その受講生が継続して勉強会を行うために、「優良工務店の会」を発足。 その後、年に1~2回程度『工務店経営研修』を開催し、その都度「優良工務店の会」への入会者がでており、継続した勉強会を行っている。</p> <p>長期優良住宅と優良工務店の会 2008年 長期優良住宅の法整備にともない、長期優良住宅の勉強会を継続開催 2009年 長期優良住宅先導モデルに提案、採択／『伝統文化を現代に取り入れ、融合させる住まい』先導的モデル(QBC・優良工務店の会 北陸支部 提案代表:(株)イシモク) 2010年 長期優良住宅先導事業に提案、採択／『真の日本の住まい』を目指した7つの理念実践住宅(優良工務店の会・関西 提案代表:(株)イシモク) 2010年 長期優良住宅先導事業に提案、採択／地域に根ざしたまちづくり-戸建賃貸による優良ストックの形成(優良工務店の会・まちなみ部門提案グループ 提案代表:橋本不動産(株)) 2011年 長期優良住宅先導事業に提案、採択(既存住宅)／真の日本の住まいの継承を目指す地域ストック活用改善事業 優良工務店の会・既存住宅改修提案グループ</p>		
5. 環境未来都市等、地域におけるプロジェクトや行政上の計画等に関連する場合、それらにおける本申請内容の具体的な位置づけ等(該当する場合のみ記載)		
<p>特になし (国土交通省「住生活基本計画」、林野庁「我が国の森林・林業及び木材利用の概観について」、観光庁「観光立国推進基本計画」などを意識し、活動を行います)</p>		

注1) 各項目について分かりやすく記載して下さい。

注2) 記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

注3) 記載内容の詳細が分かる資料があれば、適宜添付してください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 優良工務店の会 7つの理念実践住宅	(地域型住宅供給対象地域) 九州、四国、本州																								
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 和の心・真の日本のすまいづくり協議会	(結成年月) 平成24年4月																								
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 「三重の木」ほか別紙参照	(産地) 三重県ほか、別紙参照																								
4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組		業種毎の役割分担																								
		I II III IV V VI VII VIII																								
(1) 地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の知識や技術力向上のための勉強会や連絡会等の随時開催と情報の共有化 ・受注から維持管理までのハンドブックとしての「一家一冊」(書籍。松田妙子著、住宅産業研修財団発行。1980年第一刷)を用いての普及促進と、時代にあわせて内容を検討すべき部分の検討を行う。 ・長期優良住宅にするためのコスト計算をそれぞれでおこない、施主向けの見積もりの透明化・明確化を図る。 	<table border="1"> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○																			
○	○	○	○	○	○	○	○																			
			○	○	○	○	○																			
(2) 地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウネット、住宅履歴の第三者機関((一般社)住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会に属する機関)による保存を行い、維持管理計画書の活用を図る。 ・履歴に主要構造部などの木材に関する履歴も保存し、トレーサビリティの強化を図り、維持管理計画に役立てる。 ・経年劣化・経年美化に対する勉強会計画委員会を設置。 	<table border="1"> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○																			
○	○	○	○	○	○	○	○																			
			○	○	○	○	○																			
(3) 地域型住宅の普及を促進するための具体的取組 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・作品紹介ページ「QBCマガジン」等の活用による、実例の紹介。 ・「日本の木のいえ情報ナビ」に掲載につとめる。 	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							○	○							○	○								
						○	○																			
						○	○																			
(4) 地域の住宅生産技術の継承に関する具体的取組(任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・「和の心・コア木材」の部分には必ず無垢材を使用した手仕事をいれることで、今後のリフォーム需要への対応を視野にいれた、手加工の仕事量の確保 ・住文化継承まちなみ要素を必須とすることで、日本の伝統的な住宅生産技術の継承、伝統的まちなみや住生活の継承を促す。 	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							○	○							○	○								
						○	○																			
						○	○																			
(5) 新しい住宅生産技術の導入に関する具体的取組(任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然素材や伝統技術を活かした新しい断熱技術の勉強会の開催 ・自然素材や伝統技術を活かした新しい剛床に関する勉強会の開催 	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							○	○							○	○								
						○	○																			
						○	○																			
(6) 資源の循環利用に関する具体的取組(任意)	・古材の活用に関する勉強会の開催	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							○	○							○	○								
						○	○																			
						○	○																			
(7) 災害時の応急仮設住宅の供給に関する具体的取組(任意)	・災害時の応急仮設住宅の供給に関する協定に関する勉強会の開催。	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							○	○							○	○								
						○	○																			
						○	○																			
(8) 地域型住宅の生産に関する人材育成その他の取組(任意)	職人の定着化に関して取り組むべく、できるかぎり(一般社)大工育成塾等と情報交換・連携を図る。	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							○	○							○	○								
						○	○																			
						○	○																			
5. 平成24年度における地域型住宅の供給予定戸数等 (必須)	地域型住宅の供給予定戸数 うち長期優良住宅 600 戸 370 戸	(左記の根拠、様式2-1-1に記載した実績との関係等) 右欄:年間50戸未満の工務店による長期優良認定取得は約230戸だが、本事業の活用により年間50戸以上の工務店を含めた実績以上まで達すると想定。(数字は補助枠が最大限採択を受けると想定し、50戸未満の現在登録されている工務店の供給が本事業の本住宅モデルを選択すると想定) 左欄:長期優良住宅の認定基準を除いた本タイプの住宅の予想概算。長期の認定基準を除き、共通ルールのみであれば、年間50戸未満の工務店(左記の根拠、様式2-1-1に記載した実績との関係等)戸あたり平均15㎡をグループの中で供給すると想定。 流通把握できた国産材は戸あたり平均20㎡を使用し、1200㎡と予想できる。																								
	地域型住宅による地域材使用予定 うち長期優良住宅分 900 ㎡ 700 ㎡																									
6. 地域材使用に充当する他の補助金の名称・概要。他の補助金を充当しない場合は「なし」と記載 (必須)	なし																									
7. 当提案が採択された場合の、各工務店毎の、補助対象戸数の配分ルール (必須)	本事業の元々指定されている上限(5戸、被災地10戸等)を上限として、仮契約などを踏まえた「必ず配分戸数を施工する」との枠確定申請書の提出の早い事業者から順に配分。 ただし、長期優良住宅への取組実績がない工務店への普及を図るため、長期優良住宅に取り組んだことのある工務店は、1戸目に取り組む前に、それまでの自社の仕様と比較して主にどの部分に仕様変更があったかと、仕様変更による建築費用の違いを報告する。もしくは、違いが報告できないほど仕様が以前から変わらず長期認定仕様であった場合、事務局および営業エリアなどの重ならない工務店向けで構わないので、長期認定の際に実際使用した図面見本と工事金額を提供する。 枠確定申請書は原則的に長期優良住宅の実績のある工務店の場合、取り下げができないものとし、約束した戸数は必ず消化するか、申請住宅に取り組めないことが分かった場合ただちに、取組実績のない工務店に対して、優先して希望者に枠を譲渡するものとする。 長期優良住宅への実績のない工務店は、取り組み始めて始めて想定外の理由で「請負契約はするものの長期認定に関してはあきらめなくてはならない事案」が発生する可能性に考慮し、確定申請書を提出後、1ヶ月を目安とした別途定める期間の間は、枠申請のキャンセルを認める(ただし、交付申請締め切りの1ヶ月前以降やグループ全体の採択枠の残り戸数が消化のペースにして明らかに1ヶ月を切る場合、原則的にキャンセルはできず、その場合は上記の長期実績のある工務店と同等とみなす)。																									

注1) 箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。


注2) 4の(4)~(8)の欄については、具体的取組がある場合に記載してください(その他の欄は、必ず記載)。

注3) 業種毎の役割分担については、様式2-1-1の業種分類に従って各取組を担う主たる業種に◎、関連して担う業種に○を記載して


注4) 行が不足する場合は、適宜追加してください。また、不要な行を削除し、できるだけ1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 優良工務店の会 7つの理念実践住宅	(地域型住宅供給対象地域) 九州、四国、本州
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 和の心・真の日本のすまいづくり協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 「三重の木」ほか別紙参照	(産地) 三重県ほか、別紙参照
(認証制度等) 「三重の木」ほか別紙参照		
4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担についての説明 (必須)		

(1) 地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組



・構成員の知識や技術力向上のための勉強会や連絡会等の随時開催と情報の共有化



・受注から維持管理までのハンドブックとしての「一家一冊」(書籍。松田妙子著、住宅産業研修財団発行。1980年第一刷)を用いての普及促進と、時代にあわせて内容を検討すべき部分の検討を行う。

工務店のこれまでの標準見積もり

↓

断熱？申請費用？
自然素材や伝統技術

↓


透明化・明確化し共有する。

↓

長期優良仕様にした場合の見積もり

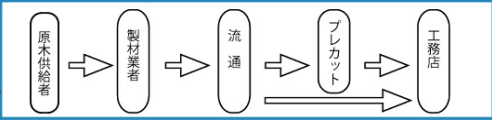
・長期優良住宅にするためのコスト計算をそれぞれでこない、施主向けの見積りの透明化・明確化を図る。

(2) 地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組



・ハウネット、JBNなどの住宅履歴の第三者機関((一般社)住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会に属する機関)による保存を行い、維持管理計画書の活用を図る。

・履歴に主要構造部などの木材に関する履歴も保存し、トレーサビリティの強化を図り、



魅力

経年美化

↓

ストック社会には「経年美化」の考えが必

↓

経年劣化

年数

・経年劣化・経年美化に対する勉強会計画委員会を設置。

HPなどの活用

- ・作品紹介ページ「QBCマガジン」等の活用による、実例の紹介。
- ・「日本の木のいえ情報ナビ」に掲載につとめる。




QBCmagazine



日本の木のいえ情報ナビ

その他



「和の心・コア木材」の例

- ・大黒柱 ・床柱
- ・丸太梁 ・無垢の床板
- ・木製建具

・「和の心・コア木材」の部分には必ず無垢材を使用した手仕事をいれることで今後のリフォーム需要への対応を視野にいれた、手加工の工事量の確保

・自然素材や伝統技術を活かした新しい断熱技術の勉強会の開催

・自然素材や伝統技術を活かした新しい剛床に関する勉強会の開催

・古材の活用に関する勉強会の開催

・災害時の応急仮設住宅の供給に関する協定に関する勉強会の開催。

注1) 地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担について、図表等を用いてわかりやすく説明してください。

注2) 原則として、1枚に収めてください。